



Title	公衆衛生とVolunteer活動
Author(s)	丸山, 博; 柴田, 栄三; 畑, 守治郎 他
Citation	大阪公衆衛生. 2021, 92, p. 31-36
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/79275
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

≡特 集≡ 公衆衛生従事者の組織と活動

(その1) 座 談 会

公衆衛生行政と Volunteer 活動



公衆衛生の姿勢と Volunteer運動

丸山 今日は公衆衛生従事者の組織とその活動について、いろいろお話をうかがいたいのですが、具体的な話に入るまえに、従事者の自主的な活動のレーゾンデートルとでも申しますか、法律がちゃんと具わっており、行政組織も強固に張りめぐらされているのになぜ従事者が苦勞してまで自らの組織をもち、時には色目でみられるのにそれを押してまで活動をしなければならないのか、という問題について少しふれてほしいのです。つまり、我國の公衆衛生行政の現状には根本的に何か非常に欠けたものがあり、或いは非常にまずい点があるので、それを補ったり、正しくしたりするためには行政以外の力が働かないと到底駄目だというようなことがあるのではないかと思います。



畑 やはり公衆衛生をのばしていくためには、法律一関連した法律が60くらいあるんですが、そういうものは公衆衛生基本法というようなもので一本化して時局に応じた考え方によって法律改正

をすべきだ。これだけ文化が向上しているのに、明治何年の法を運営しているというのはおかしいですね。やはり基本法的なもので住民が守り易いように法律をかえていくという考え方を中央が打ち出してもらわなければいけないと思うのです。

天利 法律優先では解決しないと思う。それもおおいに効果があるのですが、戦前の警察行政だといわれるものに逆行する危険性があるだろうし、単に取り締りをするという形では、とにかく行きづまってくると思うんですよ。今日のいちばん重要な課題は何かというと、やはり民衆運動が非常に発展しないと、公衆衛生というのは絶対発展しないと思う。そのために公衆衛生従事者がどういう援助をしなければならないかということころへ行かないといけない。特にそれを言いたいのは環監や食監の方、保健婦さんでもそうですが、46時中住民と接触する重要な位置にあると思うんです。だからそういう人がそういう姿勢でかまえていただければ、何年か先は見違えると思うんですけどね。

遠藤 非常に賛成です。環監として申し上げるならば、どの地区にいても環境衛生の問題点があるもので、われわれ監視員が地区住民と接触した場合、いわゆる地区住民のニードというものは

様々な形で発見される。ときには予想もしなかった問題が提起される場合もあるわけです。それらについて市役所に連絡する。保健所でできることなら保健所です。そういうふうにして常に住民と共に仕事をする、あるいはさせてもらう、というような感じにもっていかないと監視員の立場としても今後伸びないと思うんですね。

柴田 私も役人の端くれですが、しかしあまり役所的な仕事に一般民衆が期待するということは矛盾があると思う。官僚機構というものは、強くなろう、伸びよう、広がろうという気持を絶対的に持っているんです。住民のためとか何とかいう事とは別に持っているのです。本来。(笑)極端になれば役人でない一般住民は役人に支配されて生きているということが起る。ある程度以上こんなものを強くするものじゃないですよ。



松岡 住民不在の公衆衛生とでもいいますか。うちの女房がこの前保健衛生モニターになってアンケートを貰ったのを出したのですが、何を書いているかと思ってみたら、保健所は予防注射と子供の

検診しかないからもっと何かしてほしいと書いている。オヤジが食品衛生の仕事をしているということを知っていない。(笑)近所で浄過槽を下水道へ流して臭くて仕方がないので、保健所へ言うて行ったがどうにも解決のしようがなかった。保健所というのは環境衛生なんか言っても仕事をしてないじゃないか、といって逆に女房に言われましてね。何か住民と全然別のレールで行政がやられているという感じが、自分自身仕事をしながらするわけです。

畑 市民と共にという気持があっても現実はずいぶん遠いね。

松岡 保健所の性格論にしたって14～5年前と比べて全く同じ議論をくりかえしているわけですよ。指導行政と取り締り行政の一元化というかと思うと、一方では取り締り行政を分離してしまえ

という。3～4年おきに“権威”のある答申や報告が出てくるんですが、よくみると同じような事ばかり言いあいしているのですよ。

柴田 ちっとも変わっていないね。

天利 つまり問題がそういうところにあるから繰り返しているわけだろうが、はっきりいうとね、彼等一当局とか“権威者”には問題を根本的に解決しようという情熱も自信もないんだ。そうするためには自らの首をしめることになりかねないから。

松岡 だから、あまり上の方の意向ばかり気にせず、自分自身の考え方をもう少し、職能団体や労働組合あたりで、自主的に固めていかなければどうにもならないですね。

誰れのための職能団体か —研修活動をめぐって—

天利 今お話がでた職能団体ですが、その機能を大別すると二つある。その一つは技術修得、二つめには身分・待遇の問題を、職能共通の課題として追求すること。しかし、これに私は非常に疑問をもつわけです。つまり技術修得が自主的にやられるということは非常にいいと思うのですが、うらをかえしてみると地公法にいわれているように、技術修得ということは当然官側として積極的に進めなければいけないものを、職能団体が肩代りをやっているのではないかという気がするのです。第二の身分・待遇の問題は、どうしても同一職種の人が集まるわけですから、当然のなりゆき

出席者

- | | |
|----|--|
| 丸山 | 博(司会・大阪大学教授) |
| 柴田 | 栄三(大阪市衛生局医務課長) |
| 畑守 | 治郎(大阪府衛生部保健所係長) |
| 河野 | ヤスエ(高槻保健所保健婦長
看護協会大阪府支部
保健婦部会々長) |
| 遠藤 | 斎彦(豊中保健所主査
環友会々長) |
| 松岡 | 貞男(大阪市衛生局食品衛生課
大阪市食監協議会) |
| 天利 | 和夫(自治体問題研究所
元自治研事務局長) |

として、はなしになると思うのですが、ややもすると身分・待遇を中心的に追求する労働組合と対立拮抗するような場合がでてくることがあります。極端ないい方をすると、労働組合の別動隊みたいな形で逆に当局の思うツボに入ってしまう。どうしてもそのへんのことがはっきりしていないと、職能団体としての行動にセクトと混乱が生れるのではないかと思うのです。



河野 いろいろの事業が上から流れてくるのを消化するだけの新しい技術的な面は理事者の方がある程度の研修機関をもってするのが当然だと思います。けれど大阪府とか市とか大きい団体に所属して

いるものは人数が多いので一部の人しか受けられない。また一人二人の町村や事業体に勤務している人が研修できない。だから私達が結局自分達を守り自分達を向上させて行くためには、自分達が独自でやらなければならないという気運になってやっているんですね。だから理事者側に立つ人が時間的配慮とか経費負担を当然しなければならない。そうすると、働らく者もそれを命ずる方も提携していけるのじやないかと思うんです。

天利 いろいろ聞いてみますと、研修会に出るという機会がありませんね。それに、直接そういう技術修得に必要な講座というのをあまりやらない。だから職能団体でするように結果としてなっているように思うんです。行政に必要な鉛筆やノートや用紙を準備する義務が当局にあるのと同じように、技術修得が本当に必要であれば、そのことも当局側でやる義務があるのですから、そのことをやはり主張すべきだ。かりに職能団体がやるとすれば、そのために時間と経費を出せという要求があっているんですね。

河野 それは私達も非常にのぞんでいる問題なんです。援助もいただいているわけなんですけれども充分とはいえませんが。そういう欠陥は自分達でも分っているんです。

遠藤 府の環境監視員についていえば、橋本先

生がおいでになる前から、本庁が技術講習会を開いております。これは毎年やっていることなんです。非常によい例だと思うんです。自分達がするより、先に本庁が手を打って講習会をしてくれたんです。基準はこうだ、問題のポイントはこうなんだと、ずっとやってきている。

松岡 しかし当局のやる研修や講習会を無条件に有難がるわけにはいかないと思う。我々自身、たしかにもっと勉強したい、技術や教養を身につけたいという要求をもっているわけですね。それで、国なり、府県なり、市町村当局へその要求を出して、ちゃんと法的にも制度化しろということになると、いつのまにか、本当の意味の技術研修、一番末端の者がのぞんでいる学習ではなく、管理職研修にすりかえられている。

柴田 そんなはずではなかったのにいつの間にかかわってくるんだな。

松岡 監視員が足りないで人を増やせという時もそうだったんですね。国庫補助を復活させて人を増やすようにしろという要求なんです。いつの間にか食品衛生指導員というものを業者の中からつくっている。今度の看護ヘルパーの問題でも同じことがいえるのぢやないですか。

職 能 組 織 の 限 界



天利 それから、公衆衛生の場合は、自然科学（技術）と社会科学（政策）がオーバーラップする、非常に重要なところであると思うのですが、ところが、実質的には自治体における公衆衛生の占

めるウェイトというのはそう重視されていない。予算の問題にしても人員配置の問題にしても、どうもそうなってきた。政府の方では、生活基盤の拡充整備ということが産業基盤と並んで重点施策としていわれているのだが、産業基盤の方に重点がずっと移行して、生活基盤の方が軽視される。少し極端にいうと、無視されているのではないか。そういうことを見ていると他の関連セ

クシヨンと公衆衛生部門の連絡というのは非常に不十分であるし、そういう公衆衛生関係の占める発言力が非常に弱いのではないか。そのような点で公衆衛生の問題をもう少し積極的にとりあげるような組織と機能をそなえないと、やがて壁に突き当たってくるのではないか。たとえば、最近の地域開発における都市開発の問題、産業公害の問題等も、公衆衛生は後手後手に廻っているのではないか。つまり住民、勤労市民の生活実態に即した公衆衛生の手がうたれないと、公衆衛生セクションだけではどうにもできない条件があるのではないか。健康をまもるという立場からみると、今少し政策の基本にふれるようなことが議論にならないと、公衆衛生そのものが行きづまるのではないかという気がするわけです。

柴田 公衆衛生協会なんかもそういう反省が必要ですね。いろいろの関係の者が入って来たり、その意見が反映されなくてはいけない。せまい公衆衛生部門の行政と研究面のものだけが主体になっている会のような現状です。

天利 公衆衛生担当部局が発言力が弱いというのは、その構成員が悪いというのではなく、そういう全体の政治の姿勢があるのですから、それに向って抵抗するかまえが足りないといいたいのです。

柴田 そうそう、根本的にはね。

天利 そういうところに活動の重点を移しかえ、さっきもふれたけれど、せまい意味での公衆衛生担当のところだけでやろうとしても健康は守れない。

丸山 だから、住民の要求というものが、もっと強く技術者に反映して、技術者はそれを強く行政に反映するという方向で組織されるのでないと技術者の立場も強くなれないですね。

職 能 組 織 と 労 働 組 合

柴田 労組にとって職能組織があつかい難いものになってくるのは理解できるが……

天利 まとまり易いですからね。どうしても、同一職種ですから、その団体だけでは利害が統一されるけれど、他の職種との利害は無視するといった団体としての孤立主義がおこってくるわけです。

松岡 職能団体にはたしかにそういう限界があります。監督者の地位にある人が、なんとなく偉い人になってしまいますからね。そのへんの限界はあるから、あまり組合に対してもえらそうなことはいえないのですけれど、そういう一致しない点ばかり言うと溝が広がるんですね。



柴田 その点をうまく調整するのは非常にむずかしいですな。労働組合もこの点サボっていた。だから、自然に職能的な組織が、身分制度などに声を出さなきやならないことがおこる。特に技術部門

というのはいちばん弱いところですよ。労働組合の中でも同じことです。そこに、自然発生的に職能的なものが生れてきている。外国においては、ソ連にしても、アメリカにしても技術というもの、従って技術者に対する評価をもっと正しくやっているときいています。

河野 よくこのごろ、よき職員でありよき組合員であれということを引きずります。私、それは団体同志でもいえることだと思うんです。よき職能団体の会員であり、よき労働組合員でありたいと思う。職能団体の人は大部分組合員です。でも、それをわざと別の目でみるような気風が組合の方にあるんじゃないかと思うのです。何か職能団体ですれば、別派行動しているのとちがうか、何してるんと違うか、というふうな目でみられるきらいがあるんです。私達は、そういう意味ではないんですから。

組合も、保健婦なら保健婦だけの問題は、組合より職能の方がよけいに知っているんだから、その知識を利用して、その職能に対する対策を考えていただき、そういう問題が起れば職能の意見をきいて、組合的に肉付けをしてくれるというようになれば、お互にうまく手を組んでいけると思うんです。それを職能で何かすると、組合に対して対立意見をもったみたいになって目頭たてるところに（笑）問題があるんじゃないかという気がします。私だって権利は主張したいですからね。良

き組合員であろうとするのですが、すぐ壁をへだてられそうなきらいがあるんですね。そのところをもう少しうまくリードしてもらえたら、分派活動だ、別派活動だといわれずに、お互にその中で良きものを求めてゆけるのではないかという気持を持っています。



遠藤 それはある。うちの方の環友会だって、府の職員であるし皆組合員なんですけど、そういう事態が起ったらやはり別派だとか分派だとかいうようにとられるでしょう。

松岡 労働組合でも、日本の場合は企業別組合だから、他の組合と統一行動をとるということがしにくいのですが、まして、役所の労働組合と市民団体が、同じ問題で同じような要求を一緒に要求していくような、統一的な行動というのはなかなかとりにくいものです。自治研あたりでも、組合がまるまる役所の代りになって予算が少ないとか、人が足りないとか、役所側が弁解するのと同じようなことをやる場合が多いんですね。労働組合と職能団体との問題も同じようになってきているわけですよ。同じようなことを悩みながら、職場でそういうふうなことをいうと、それは労働組合の問題でしようというふうなことをいわれる。労働組合の方があんまり職能団体のことに口ばしを入れると、何か職能団体がつぶされるような気がするということで、同じ組合員でありながら、労働組合と職能団体との統一行動がなかなかとりにくいという事情があるわけですね。同じ人間がいろいろの面で結び合っているわけですから、ダブる要求があるのが当然ですね。ダブる要求というのは一致する点だから、その点で両方が手を組んでやりやすい方法、お互の得手とする方法で要求を勝ち取っていったらいいわけですが、なかなかそれがやりにくい。労働組合をほったらかして職能団体だけが動くということになると、天利さんが言われた労働組合の別動隊というのですか、労働組合自身を去勢してしまうというふうな役割も果しますか

ら、お互に違う性格をもっているものが、一致するところで手を組んでいくということを考えてゆかなければならないと思います。

公衆衛生協会の進む道

丸山 大阪の公衆衛生協会は、決して行政の下請け研修機関ではない。これは自主的な、よりよく民衆にサービスする、自分達の能力を100%住民にサービスしようというたてまえでやっているのですが、今迄議論になったことをあてはめて考えるとたしてこれでいいだろうか。

天利 うっかりすると、たてまえ通りいかなくなる。(笑) 看護協会が保健師法案をもちだすように……。

遠藤 教育の下請け機関であってもいいわけなんです。しかし一方で、協会には自分達に対して指導をして下さるというか、よき相談相手になってほしいんです。公衆衛生協会には、まえに入会して金を出せといわれて、何もわからんのに金をふんだくるとは太い奴だと腹の中ではそう思っていたわけです。実際に中に入ってみると、200円では安いですよ。

河野 この前保健婦と看護婦の表彰があって、勤務年数をしらべたんです。私達450人余の中で約200人が15年以上の勤続者なわけです。よい意味では経験豊かといえますが、ある意味ではカビのはえた知識といわれる面もあるんです。ですから、そういうものに対する再訓練的な機関というものが現在全然ないんです。それなのに現在の準看護制度まで看護婦の質を落すという法案が来ていますね。私達はそういうふうになると、もうひとつつけなくなると思うんですね。ですからそういう問題が出たら、この公衆衛生協会なんかはそれぞれの道の専門家がいらっしやるのだから、対策案をたてていただけるという組織であってほしい。それから、今大阪においてこういう公衆衛生的な問題が出たら、それに対して医師はどういうふうにする、環監、食監、保健婦はこれだけの問題は検討しなければならないぞ、というふうに問題を提起し、私達を励ましてくれる。まあ尻もたたいたり、鼻ズラも引っぱったりしてくれるような会のあり方を望むんです。

松岡 公衆衛生協会の中にも、いろんな職能団体があって、それぞれに利害がちがうわけですが、お互に一致する、ダブっている点もあるわけですから、共通の広場というのですか、そのへんを一致する点でぐっとかためていくというふうな役割を期待しています。

丸山 利害が一致するであろうと思われる点はどんなところですか。

松岡 やはり、公衆衛生従事者なら公衆衛生従事者の、地位の向上といいますか、そういうふうな点では一致するわけですね。また、今出ている身分制度にしましても、それぞれ医師であり、保健婦であり、環境衛生従事者であるというふうに分れていますが、基本になっている思想というのは同じなんですね。同じ職種の中に段階をつくっていったって、チームワークを強化していくという名目で、結局は職制の強化ということになります。本当に市民に役に立つにはどうしたらよいかということを、住民の要求に密着しながら積み重ねていったって、下から公衆衛生の体系を作りあげなければならない。そういう働きをする協会であってほしいですね。

ま と め



丸山 どうもいろいろ有難うございました。皆さんが出された問題を一応私なりにまとめ、またこれをきいて私の感じたことを申し上げて座談会をしめくりたいと思います。

第1点は、公衆衛生事業は、純粋に官僚行政機構だけでやっていくと必ず限界にぶちあたり、マンネリになること——そこにボランティア活動の必要性があるという点では皆さんの意見が大体一致していたと思います。ただ、大阪の実情はどうか、という点についてはつっこみが足りなかったように感じます。しかしこれは司会者の責任です。

次は、公衆衛生従事者の自主的研究会の必要性は、官側の研修会があるからといって決して失わ

れるものではないこと。しかしこれは、最初にあったボランティア活動の原則をふみはずさないということを前提とします。

第3点は、従来大阪でやられてきた公衆衛生関係のボランティア活動は、職能的側面の主張が強すぎて、労働組合活動とソリがあわぬところがあるという指摘があったが、この点は、今後の職能組織と労組の両方からの努力と、とくに大阪公衆衛生協会のなかで調整すれば克服できるのではないかという印象をうけた。それにつけても、いわゆる民主的、自主的組織といわれるものすべてを通じて、真に組織と運営を民主的に作りかえて行かねばならないと思います。

4番目としていいたいことは、以上のように問題はいろいろあるにしろ、大阪公衆衛生協会のでき上って来た歴史事情のなかには、まさしくボランティア精神といえるものが脈々として流れているのであるから、今後の運動を展開するに当たっては、そのような伝統をうけつぎ、初心にかえって——これは私自身も含めて年輩者に対していうことだが——新人のエネルギーと創意を余すところなくくみ上げるよう協会として配慮すべきではないかと思います。

最後に、今日こうやって話し合ってみると、皆んなそれぞれの分野でよかれと思って精一杯働いているのに、知らず知らず誤りをおかしたり、相手を誤解していることも少なくないことが分る。技術習得や身分待遇の改善にしても皆んなの要求を統一してやって行かねばならないし、公衆衛生の発展ということになると、狭い公衆衛生従事者の枠の中では無理なことも指摘された通りだと思います。こういうことも、協会としては今後の研究課題として追求してもらいたいと思います。

(2月14日 於府職員会館)

× × ×